

■千代田区川沿いのまちづくりガイドラインに対するご意見の概要と区の考え方

| NO | 該当箇所 | 意見提出者の区分 | 意見内容 | 区の考え方 |
|----|------------|--------------------|---|---|
| 1 | 第2章 | 区内の事務所または事業所に勤務する方 | 震災復興橋りょうについて、旧塗膜の調査などを通じて、歴史的外観の復元などに取り組んでいることなどにも振れるべきです。 | ご意見を受け、p19 第2章⑤地域資源の橋りょうの中で、震災復興橋りょうについての取組みを追記します。 |
| 2 | 第3章 | 区内の事務所または事業所に勤務する方 | <p>千代田区が参画されている「飯田橋周辺基盤整備方針検討会」が作成されている『飯田橋駅周辺基盤整備方針（案）』（令和5年2月）では、神田川に面するまちの顔として「東広場の創出」が位置づけられています。</p> <p>また、当該地には千代田区道の区域内にある『千代田街ビル』が、開放的な水辺空間の形成における阻害要因になっているのではないかと思います。行政計画の整合性確保および千代田街ビルの適正化（移転・移転等）に向けて、『千代田区川沿いのまちづくりガイドライン』の、神田川エリアのまちづくり方針に、東広場の創出につながるような文言や図上表現をご検討してはいかがでしょうか？</p> <p>具体的には、p50 の取組み方針図において、お茶の水駅や水道橋駅と同様の橙色○印を、飯田橋駅側にも掲載するなどではないかと思います。</p> | ご意見を踏まえ、P50 の取組み方針図にお茶の水駅や水道橋駅と同様の橙色○印で「川沿いへの歩行者動線の誘導」という表記を追記します。 |
| 3 | 第3章 | その他計画等に利害関係を有する方 | <p>エリア別方針の日本橋川エリアの記載の中で、「首都高速道路の改修や隣接地での大規模開発などのまちづくりの動きに伴い、首都高速道路の地下化について地域から要望があがった際には、関係各所へ要請していきます。」とありますが、首都高速道路の地下化は改修や大規模開発などのまちづくりの動きの範囲の中での実現は難しく、更に広域での対応が必要な項目であると考えます。</p> <p>現在、地下化が決定している区間以外に具体的に地下化を目指す区間を示して、対応していく必要があるのではないでしょうか。</p> | ご意見のとおり、首都高速道路の新たな地下化については、改修や大規模開発などの動きだけでは解決できず、より広域な面での検討が必要であること認識しております。具体的な地下化を目指す区間の提示については参考のご意見として受け止めさせていただきます。 |
| 4 | 第3章 第5章 | 区内に住所を有する方 | <p>「水質改善に関する具体的な対応内容がない」</p> <p>景観や水辺を中心とした街づくりに関しては具体的かつ事例も掲載され、次の行動に移しやすいわかりやすい内容だと思います。</p> <p>反面、水質に関しては「汚い」「臭う」などの悪いイメージがあることと、東京都策定の「浄化に向けた基本計画」と連携し併せて生物が住める環境の整備を推進する旨の具体性に欠ける記載にとどまっています。</p> <p>東京都の「外濠浄化に向けた基本計画」は外濠に関する話であり川の水質改善に関しては全く訴求されていません。</p> <p>汚く異臭がするような川を目の前にして綺麗な街づくりを目指すのは"羊質虎皮"ではないでしょうか？</p> <p>水辺を生かすのならば、川の水質改善を最優先させるべきかと存じます。</p> <p>そのためにも抽象的な方針だけでなく、例えば大学や企業の水質改善の実験の場として川の一部を貸し出すなどの具体的な対応策を掲げていただきたいと存じます。</p> <p>また、今アイディアがないのなら、多くの大学が存在する地の利を生かし、研究者や識者や学生にアイディアを募集することもできるかと存じます。</p> | <p>ご意見のとおり、水質改善の課題は優先的に進める課題として、第3章の川沿いのまちづくり方針1に記載をしているところです。</p> <p>併せて、第5章の（2）川沿いのまちづくりガイドラインの推進についての表記内で、企業および東京都・隣接区と連携を図り、川の水質改善の取組みを進めていく姿勢を示しています。</p> <p>第3章の方針1の文面が、東京都の「外濠浄化に向けた基本計画」と連携し、川を浄化すると捉えられる内容となっていますので、分かりやすい表現に修正させていただきます。</p> <p>なお、水質改善の実験の場として川が使用できる環境整備については、現在同時に検討している「千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン」と連携していくとともに、アイデアを得る手法についても参考のご意見として受け止めさせていただきます。</p> |

| NO | 該当箇所 | 意見提出者の区分 | 意見内容 | 区の考え方 |
|----|------------|--------------------|---|---|
| 5 | 第3章 第5章 | 区内の事務所または事業所に勤務する方 | <p>総論について 重要な空間資源である「川」に注目し、ハード・ソフトのまちづくりの方針を示すことに賛同します。</p> <p>一方で、ガイドラインにより単体の建物計画を誘導する方向性は示されているものの、川沿いの整備・活用には線的・面的な展開が効果的であると思料されるため、ガイドラインに示すビジョン・方針を有効に機能させるためには、複数エリア・隣接区との川沿いの活用の連携を区主導で進めていく枠組みのようなものも今後検討されることを期待します。</p> | <p>素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。川沿いの整備・活用には線的・面的な展開につながるよう誘導に努めていきます。隣接区との川沿いの活用の連携については、参考のご意見として受け止めさせていただきます。</p> |
| 6 | 第4章 | 区内の事務所または事業所に勤務する方 | <p>第4章（3）開放的な水辺空間の形成手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川に向けた大規模な屋外広告物、デジタルサイネージ（特に高層階）の抑制が必要ではないでしょうか。 ・日本橋川沿岸の敷地で度々議論している転落防止柵の統一などに言及しなくてよいでしょうか。 ・「15. 川沿いの外壁デザインの統一化」は、必ずしも統一する必要はなく色やデザインに連続性や共通性をもたせ開放的な空間をつなげる工夫が必要です。 <p>また、例示されている改善案の色調・バラツキは川辺の景観のあり方として非常に醜いように感じます。（少なくとも区景観計画に適合する色調とすべき）</p> | <p>ご意見を踏まえ、第4章（3）開放的な水辺空間の形成手法について次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 川に顔を向けた建築物」内に「屋外広告物の配慮」を追記します。 ・「12. 歩道の連続的整備」内に「転落防止柵などのデザインの統一化」を追記します。 ・「15. 川沿いの外壁デザインの統一化」については、ご意見の通り、色調などの修正をします。 |
| 7 | 第4章 | 区内に住所を有する方 | <p>素案4章「川沿いの取組み実施に向けて開放的な水辺空間の形成手法について」（3）開放的な水辺空間の形成手法について（P72）に下記の文の追加記載を希望。</p> <p>8. 隣棟間を空ける。</p> <p>空地を設け、物件の使用容積を維持するためには高層化が見込まれるが、その場合土地・建物所有者や地域、区民の少数意見にも考慮した合意形成によって進めていく。</p> <p>9. 護岸の緑化</p> <p>緑化することによって風雨・風雪を防ぐような植栽を検討する。植栽されていたにも関わらず風雨等での被害を減少させるため、水辺近くの鉄道駅周辺の植栽伐採されたことを思い返し、植栽したからには長く植物の成長を見守り、安易に伐採しない工夫をする。</p> <p>10. 隣地間の空間を一体的に整備</p> <p>私有地・公有地が個々に所有・管理できなくなる可能性が高いため、対立構造を生み出さないように関係各所と慎重に同意形成を図る。</p> <p>2. 素案5章川沿いのまちづくり実現に向けて</p> <p>①川沿いのまちづくりガイドラインの推進に向けて</p> <p>（1）川沿いのまちづくりガイドラインの活用について（P79）の出だしの文として「区、区民、地権者等の利害の対立構造を回避できるように区は早期の情報公開と丁寧な説明、少数意見にも配慮した柔軟な姿勢や工夫で課題に対処する」をいれる。</p> <p>以上、対立構造を極力防ぎ、経済的利益追求だけではなく地域環境に配慮し100年先を見据えた案としてほしい。また、課題（マイナス面）も記載してほしい。（ガイドラインにおいてのマイナス面）</p> | <p>合意形成のあり方については、現在検討中の千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会で議論しておりますため、担当に共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p> <p>植栽のご意見については、参考のご意見として受け止めさせていただき、区としてもグリーンインフラの考え方から防災や減災の手法として積極的に導入すべきだと認識しており、景観協議などで誘導していきます。</p> |

| NO | 該当箇所 | 意見提出者の区分 | 意見内容 | 区の考え方 |
|----|------------|--------------------|---|--|
| 8 | 第4章 | その他計画等に利害関係を有する方 | <p>開放的な水辺空間の形成手法において「敷地の規模、周辺環境、その他条件にあった形成手法を選択することが大切」との記載がありますが、敷地の形状という観点も必要になると考えます。川と道路に挟まれていて敷地の奥行きが無い場合には、道路斜線制限の緩和だけではメリットが小さく、また却って建物高さが高くなり、首都高速道路との間で川沿いの暗さが目立つ結果にもなり得ます。</p> <p>また、川に面したピロティの設置する場合のメリットも必要になると考えます。</p> | <p>ご意見を受け、p 70 開放的な水辺空間の形成手法についての説明文中に「敷地の形状」を追記します。</p> |
| 9 | 第4章 第5章 | 区内の事務所または事業所に勤務する方 | <p>第4章・第5章について 建物計画の景観協議時に本ガイドラインに基づき協議を行う扱いとする点 について、「対話のツール」として「公民とともに議論してアイデアを出し合う」ための「誘導」という観点では有効であり賛同しますが、運用に際しては本ガイドラインが開発等の検討の「制限」につながらないようにお願いします。また、川沿いまちづくりと陸側のまちづくりの両立・相乗効果のあり方は個別案件ごとに丁寧に考えるべきと思料されます。特に第4章の手法等については、第65章に記載されているように、インセンティブが無いと誘導できない手法もあるほか、単体でガイドラインに沿って開発しても実効性が得られない可能性もあるため、機運を高める起爆剤となる案件にはより強いインセンティブを設ける等、一律ではない措置も検討願います。</p> | <p>本ガイドラインの水辺空間の形成手法等は、公民とともに議論してアイデアを出し合うために同じ方向に進むための参考事例を示したものです。一律なものではなく個別案件ごと協議をしていくことについてはご指摘の通りです。</p> <p>インセンティブについては、「（第5章）③今後の具体的検討すべき事項について」（2）誘導策で記載しているとおり、今後の検討事項として認識しております。</p> |
| 10 | 第4章 第5章 | その他計画等に利害関係を有する方 | <p>川沿い空間の活用の中で、「橋詰広場の川への近接性を生かし」という内容があります。</p> <p>歴史的経緯があって、残っている橋詰広場ですが、現況では公衆トイレや川側を含めて閉鎖的な雰囲気となっているなど、必ずしも「川への近接性」が生かされているとは言えません。</p> <p>川と道路と建物の接点となる橋詰広場は本来、本ガイドラインにおいてもより重視されてよい空間ではないかと思います。その現状や理想の姿など、より強調されるべきと考えます。</p> <p>特に、三崎橋周辺については、日本橋川の起点であることから、既存のアイガーデンテラス側だけでなく、水道橋駅側の改善により、水面への親和性が高まると考えられます。水辺空間の構築に寄与する建築計画や、まちづくりや再開発事業、また水質改善への取り組みなどに対し、より活動が促進されるよう、容積他の緩和措置の仕組み作り検討を希望いたします。</p> | <p>橋詰広場と隣接する民地を含め、将来の理想像を第4章で鳥瞰ベースにより描いていく予定としています。ご意見を踏まえ、より開放的な空間になるよう工夫して作成していきます。</p> <p>一方、容積他の緩和措置については、現状検討しておりませんが、誘導策については今後の検討事項として、「（第5章）③今後の具体的検討すべき事項について」で記載しています。</p> |
| 11 | 第4章 第5章 | その他計画等に利害関係を有する方 | <p>「水面から水辺、その裏の後背地までつながりある空間を形成します。」とありますが、水辺とその裏の後背地を一体的に開発する場合には、その裏の後背地にもメリットが必要になると考えます。</p> <p>そのことで、後背地とのつながりを生む結果になるのでしょうか。</p> <p>本ガイドラインに記載の通り、水質の改善や船着き場の整備といった必要性を感じます。</p> <p>ただ、現状の川沿いの小規模建築物については、元々土地の幅が狭い箇所も多く、水面へのアクセスポイントの創出も現実的には難しいことも考えられます。</p> <p>まちづくりの一環で、この川沿いの小規模建築物を範囲に取り込むことが可能なまちづくりや再開発事業が検討される場合には、柔軟な区域設定や容積緩和措置の仕組み作りの検討を望みます。</p> | <p>ご意見のとおり、小規模建築物については狭小地が多く、水面へのアクセスポイントの創出が難しいことが想定されますが、小規模敷地でも実現可能な内容を検討していただくガイドラインとなっております。</p> <p>インセンティブについては、「（第5章）③今後の具体的検討すべき事項について」（2）誘導策で記載しているとおり、今後の検討事項として認識しております。</p> |

| NO | 該当箇所 | 意見提出者の区分 | 意見内容 | 区の考え方 |
|----|------|--------------------|---|--|
| 12 | その他 | 区内の事務所または事業所に勤務する方 | <p>現状の勤務先近辺の川沿い空間は、川やその護岸、上部の高速道路を含み、雰囲気が暗く、清潔さを感じないと言わざるを得ない状況です。そのため、人通りも少なく、特に夜間は身の危険を覚えるような雰囲気を醸し出しています。</p> <p>本ガイドライン策定の目的の中で「水辺を心地よく過ごせ、楽しめる空間」との方向性が挙げられていますが、川沿い空間を現状からより良くしていくために相応しい方向性だと感じました。</p> <p>本ガイドラインが有効に機能し、区内の川沿い空間が、雰囲気が明るく、景観的にも気持ち良い、人々が集う空間に改変されていくことを期待します。</p> | 素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただき、本ガイドラインが有効に機能するよう取り組んでまいります。 |
| 13 | その他 | 区内の事務所または事業所に勤務する方 | <p>歴史、現状（課題）、ビジョンが良く分かりました。</p> <p>どの課題も深刻な課題ですが、「水質の改善」と「上空の閉塞感」は民間（川沿いの所有者の個別更新）だけでは解決が難しいと思います。都・隣接区との連携にも言及されておられますが、千代田区にリーダーシップをとっていただき是非とも良好な川沿いのまちづくりを推進していただきたいです。</p> <p>現状、首都高による上空の閉塞感が起点となり、川沿いに不法投棄や違法駐輪など様々な問題が引き起こされていると思います。P 4 2 で「首都高速道路の高架化空間の改善」において地下化に言及していただいておりますが、素晴らしいと思います。是非実現して欲しいです。</p> | 素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただき、良好な川沿いのまちづくりの推進に取り組んでいきます。 |
| 14 | その他 | 区内の事務所または事業所に勤務する方 | 日本橋川の北側沿川で神田錦町と接するエリアは、道路（都道）が直接に川に接しており、民有地を使わずとも公共用地での整備が可能となっています。そのポテンシャルを重視し、エリア指定したうえで、整備により魅力ある空間を創出し、人が恒常に歩くようにしていただきたいと思います。現状はホームレスがいて環境的にも人が近寄りがたい状況です。 | 参考のご意見として受け止めさせていただきます。具体的な計画が出た際には魅力ある空間となるよう努めていきます。 |
| 15 | その他 | その他計画等に利害関係を有する方 | <p>ガイドライン策定の目的の中で、「防災」という視点に言及されていますが、本編内で「防災」の視点がほぼ見られません。特に、近年、豪雨災害などへの不安が高まる中、親水性と隣り合わせの浸水リスクについて、本ガイドラインでも言及すべきではないでしょうか。</p> <p>日常では川に親しむ場所も、水害時には危険な場所となります。川沿いの地域では避難できる場所の確保や建物電源等の浸水リスクからの回避など、検討すべき課題はあります。川沿いのまちづくりではそういった災害対策も強く意識されるべきであると考えます。</p> | <p>ご意見のとおり、親水性と防災の観点は隣り合わせであると認識しております。平時では、川に親しむ場所として利用していただくことで、避難経路を共有する機会が増え、有事の際にでも機能するものと考えております。</p> <p>防災・浸水リスクに関するご意見については、担当する部署と共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p> |